

## 公 告

令和 8 年度松江市内特別支援学校給食提供業務委託に係る事業予定者を決定するため  
に、次のとおり提案競技を実施する。

令和 8 年 2 月 12 日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

### 1 提案競技に付する事項

#### (1) 名称

令和 8 年度松江市内特別支援学校給食提供業務委託

#### (2) 入札案件の仕様等

別に定める「令和 8 年度松江市内特別支援学校給食提供業務委託仕様書」（以下、  
「仕様書」という。）による。

#### (3) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 23 日まで

#### (4) 提案価格の上限額

1 食当たり 830 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 提案競技参加資格

提案競技に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たし、提案競技参加資格の確  
認をうけた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当し  
ない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事  
実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その  
他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受け、提出書類の提出期  
限においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (4) 島根県税の滞納がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条  
第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定す  
る暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でな  
いこと。
- (7) 食品衛生法に基づく飲食店営業（種目「弁当屋」、「仕出し屋」）の許可を受けて  
おり、過去 5 年間に食品衛生法第 54 条及び第 55 条第 1 項に定める行政処分を受け  
ていないこと。
- (8) 仕様書に示す、予定献立一覧表、調理室手配表等で指定された献立で調理した給  
食の納入実績があること。
- (9) 刻み食、ペースト食、ミキサー食等の特別食の納入実績があること。
- (10) 一部の指定する食材については、公益財団法人島根県学校給食会から調達が可能

であること。

(11) 牛乳については、島根県中央酪農農業協同組合から調達が可能であること。

### 3 提案協議説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布場所

〒690-8502

島根県松江市殿町1番地 島根県分庁舎3階

島根県教育厅特別支援教育課

(2) 配布期間

令和8年2月12日(木)から令和8年2月20日(金)までの間(閉庁日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く)。

(3) 配布手続

別紙の「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

(4) 提案競技説明会

開催しない。

### 4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 提案競技参加資格誓約書 1部

(3) 島根県税に係る納税証明書 1部

(4) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部

(5) 製造予定施設の食品営業許可証の写し 1部

(6) 給食提供実績書 1部

(7) 会社概要書又は経歴書 1部

(8) 提案書 1部

(9) 見積書 1部

### 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

①上記4の(1)から(7)まで

令和8年2月20日(金)午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の正午までに必着とする。

②上記4の(8)、(9)

令和8年3月2日(月)午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の正午までに必着とする。

(3) 提出先

〒690-8502  
島根県松江市殿町1番地 島根県分庁舎3階  
島根県教育庁特別支援教育課  
電話 0852-22-5420  
FAX 0852-22-6231  
e-mail tokubetsushien@pref.shimane.lg.jp

## 6 提案競技に係る質問について

- (1) 質問は、令和8年2月25日（水）正午までに、書面または電子メールにより提出すること。
- (2) 提出先は、5の（3）と同じ。
- (3) 質問に対する回答は、令和8年2月27日（金）午後5時までに、提案競技説明書受領者全員に対しFAXにより通知する。

## 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和8年2月24日（火）付けで、郵送にて通知する。

## 8 選定方法

- (1) 令和8年度松江市内特別支援学校給食提供業務委託提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。
- (2) 評価については、以下の点を重点的に審査する。
  - ① 價格
  - ② 実績
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の評価点を合計する方法により得点を算出する。
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会による審査を実施し、最も優れた提案を選定する。
  - ① 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
  - ② 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

## 9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出等しないとき。
- (3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 10 契約

### (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内で決定する。（単価契約）

### (3) 支払方法

契約予定者との協議事項とする。

### (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により年間執行見込み金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

## 11 その他の留意事項

### (1) 提出後の書類の追加又は修正には、応じない。

### (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

### (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

### (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

### (5) 提出書類は、返却しない。

### (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

### (7) 令和8年2月議会において本業務に係る予算の議決がなされない場合は契約しない。